

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第12回）議事概要

日 時 平成28年4月22日（金） 15:55～

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房参事官（経理）、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、食料産業局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、政策統括官総務・経営安定対策参事官、農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課課長

概 要

1. 冒頭、官房長から、各委員に対し、当省すべての発注担当職員の法令遵守の意識を高め、適正な発注に努めるよう周知してもらいたい旨を依頼
2. 平成27年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、大臣官房参事官（経理）より報告
（資料1及び資料1-1～1-3）
3. 平成28年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、大臣官房参事官（経理）より報告
（資料2）
4. 特段の意見・質問はなし

以 上

平成27年度発注者綱紀保持対策の実施状況の報告

1 発注者綱紀保持研修について

(1) 企画立案担当者研修の概要（平成27年5月）

施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者（34名）に対して研修を実施。

発注者の対応を実演するロールプレイ（実演）方式の研修を引き続き実施。

〈研修項目〉

- ①発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房予算課）
- ②官製談合防止法等に関する講義（講師：公正取引委員会）
- ③コンプライアンスに関する講義（講師：公務人材開発協会）
- ④発注者綱紀保持対策ロールプレイ（実演）に関する講義（講師：大臣官房予算課）

〈その他〉

- 講義終了後、アンケートの実施

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修の概要（平成27年9月～10月、平成27年12月及び平成28年1月）

平成27年度は、前回の研修受講後3年以上経過した者及び未受講者を対象として、9月から10月及び12月から1月にかけて職員専用ホームページを活用し、WEB研修を実施するとともに、12月21日、22日の2日間に6回の講義を実施した。

上記の研修を実施した結果、研修の受講が必要とされる発注担当職員等は全員受講した。

〈研修項目〉

- 発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房予算課）

〈その他〉

- 発注担当職員の経験年数についてアンケート調査を実施した。

(3) 施設等機関及び地方支分部局で実施した研修等への講師の派遣

次の機関で開催した管理監督者及び発注担当職員に対する発注者綱紀保持研修等に、本省担当者（大臣官房予算課）を講師として派

遣し、「発注者綱紀保持対策に関する講義」又は「発注者綱紀保持ロールプレイ（実演）研修」を行った。

- ① 近畿農政局(27年7月14日実施、参加者38名)ロールプレイ（実演）
- ② 北海道農政事務所（27年7月21日実施、参加者40名）講義形式
- ③ 東北農政局(27年7月24日実施、参加者82名)ロールプレイ（実演）
- ④ 関東農政局(27年7月27日実施、参加者55名)講義形式
- ⑤ 動物検疫所(27年11月19日実施、参加者18名)講義形式

合 計 5 機 関 研修参加者 2 3 3 名

（４）会計実務研修における講義（平成27年5、11月）

毎年度実施される会計実務研修に併せ、発注者綱紀保持研修を取り入れ、周知徹底を図った。

2 各地方支分部局等の研修について

各地方支分部局等の研修未受講者が、本省と同様にWEB研修を受講出来るよう、職員専用ホームページに発注者綱紀保持専用のページを設置するとともに、本省での研修資料等素材を配布した。

また、受講後3年以上経過した各地方支分部局等の管理監督者又は発注担当職員については再受講することを周知した。

資料1-1

平成27年度発注者網持研修等開催状況

平成28年3月31日現在

実施機関		開催状況	
		参加者総数	開催内容
農林水産本省		674名	5/28～29 企画立案担当者研修 34名 (講師：公正取引委員会、(一財)公務人材開発協会、大臣官房経理課) 施設等機関及び地方支分部局等発注者網紀保持担当者等企画立案者を対象 1. 農林水産本省発注者網紀保持研修 計126名(講師：大臣官房予算課会計指導班) 省内の管理監督者及び発注担当職員において未受講者及び希望者を対象 12月21日 第1班 24名 第2班 20名 第3班 21名 12月22日 第4班 24名 第5班 21名 第6班 16名 (内訳) 大臣官房各課15名、統計部22名、消費・安全局8名、食料産業局3名、 生産局11名、経営局11名、農村振興局18名、政策統括官付4名、 農林水産技術会議事務局2名、林野庁9名、水産庁23名 2. WE日版 農林水産本省発注者網紀保持研修 計514名 省内の管理監督者及び発注担当職員及び希望者を対象 (9月24日～10月21日、12月24日～1月29日) (内訳) 大臣官房各課93名、官房国際部13名、官房統計部86名、消費・安全局29名、 食料産業局61名、生産局31名、経営局29名、農村振興局38名、政策統括官付6名、 農林水産技術会議事務局29名、林野庁40名、水産庁59名
(参 考)			
地方農政局	東 北	1,109名 (2名)	4/16 管内事業(務)所長会議における講習 43名(講師：総務課監査官)、4/23 管内事業(務)所入札契約事務担当者会議における講習 34名(講師：総務課監査官)、5/28～5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 2名、7/17 管内事業(務)所等用地・管理担当課長等会議における講習 34名(講師：総務課監査官)、7/24 東北農政局発注者網紀保持研修 82名(講師：大臣官房経理課会計指導第1班、公正取引委員会東北事務所)、7/30 8月1日付け昇任者講習 5名(講師：総務課監査官)、11/18～11/19 局内新規担当者講習 20名(講師：総務課監査官)、管理監督者、発注担当職員及び希望者を対象に11月～12月に発注者網紀保持チェックシートを実施(889名)
	関 東	2,213名 (1名)	5/28～5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、7/27 関東農政局発注者網紀保持研修 55名(講師：公正取引委員会、大臣官房経理課、本局人事課管理官・会計課長)、管内全職員を対象に8月に発注者網紀保持チェックシートを実施(2,157名)
	北 陸	113名 (1名)	5/28～29 農林水産本省発注者網紀保持研修会への参加 1名、12/18講習会 74名(講師：総務課監査官)、2/18講習会 38名(講師：総務課監査官)
	東 海	217名 (2名)	5/28～5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 2名 7/15～2/15 発注者網紀保持講習(9会場)215名 17/15：東海農政局41名、7/24：新濃尾農地防災事業所23名、7/27：木曽川水系土地改良調査管理事務所30名、11/24：東海農政局35名、1/20：安田庁舎22名、1/28：岐阜支局21名、2/9：三重支局19名、2/15：岐阜支局高山駐在所5名(講師：公正取引委員会中部事務所総務係長、総務課監査官) 7/30：矢作川総合第二期農地防災事業所19名(講師：総務課監査官)
	近 畿	129名 (1名)	5/28～29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名 7/14 講習 38名(講師：大臣官房経理課係長、総務課監査官、公正取引委員会近畿中国四国事務所経済取引指導官) 11/24 講習 32名(講師：総務課監査官、公正取引委員会近畿中国四国事務所経済取引指導官) その他 9/3 管内地域センター会計事務担当者会議において講演 11名(講師：総務課監査官) 1/20 管内支局、事業(務)所会計課関係事務担当者会議において講演47名(講師：総務課監査官)
	中 国 四 国	911名 (0名)	4/3研修17名(講師：総務課監査官)、5/25研修50名(講師：総務課監査官)6/9、15、22研修454名(講師：総務課監査官)、8/6研修77名(講師：総務課監査官)、9/17研修34名(講師：総務課監査官)、10/14研修95名(講師：総務課監査官)、3/11研修50名(講師：総務課監査官)、3/14研修30名(講師：総務課監査官)、3/16研修70名(講師：総務課監査官)、3/24研修34名(講師：総務課監査官)
	九 州	2,046名 (1名)	1. 4/13管内事業所長等を対象に、総務課長が説明(46名) 2. 5/28～29本省の発注者網紀保持研修に監査官が出席(1名) 3. 7/2管内庶務担当課長等を対象に、監査官が研修講師で実施(54名) 4. 管内事業所等の積算担当者を対象に、監査官が研修講師で実施予定(130名) 5. 管内全職員を対象にチェックシートを実施し、調査結果について部署毎に職員周知(1,815名)
北海道農政事務所		221名 (2名)	5/28～5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 2名 7/21 発注者網紀保持研修(講師：公正取引委員会事務局北海道事務所総務課経済係長、大臣官房経理課会計指導第1班会計指導総括係長)(参加者：北海道農政事務所39名、北海道漁業調整事務所1名) 3/1 本所及び各支局の管理監督者及び発注事務担当者を対象に発注者網紀保持研修チェックシートを実施(本所102名、支局77名)

森 林 管 理 局	北 海 道	500名 (1名)	4/14~2/26 発注者網紀保持研修等 計12回(講師:公正取引委員会、北海道局総務課長・監査官・専門官(契約適正化)等)、5/28~29農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、6/24~26林野庁発注者網紀保持研修(1名、講師:公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等)等
	東 北	408名 (1名)	5/21~1/14 発注者網紀保持研修等 計13回(講師:公正取引委員会、東北局総務企画部長、東北局総務課長、東北局経理課長、東北局専門官(契約適正化)等)、5/28~29農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、6/24~26林野庁発注者網紀保持研修(1名、講師:公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等)
	関 東	219名 (1名)	4/20~1/31 発注者網紀保持研修等 計9回(講師:関東局総務企画部長、関東局総務課長、関東局経理課長、関東局専門官(契約適正化))、5/28~29農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、6/24~26林野庁発注者網紀保持研修(2名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	中 部	335名 (1名)	4/16~2/4 発注者網紀保持研修等 計7回(講師:公正取引委員会、局総務企画部長、局専門官(契約適正化)等)、5/28~29 農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、6/24~26林野庁発注者網紀保持研修(1名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	近 畿 中 国	1,019名 (1名)	4/20~2/19 業務研修等 計50回(講師:近中局長、近中局次長、近中局総務企画部長、近中局計画保全部長、近中局森林整備部長、近中局総務課長、近中局経理課長、近中局専門官(契約適正化)等)、6/5~6農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、5/28~29農林水産本省発注者網紀保持研修(1名、講師:公正取引委員会、官房経理課長等)、6/24~26林野庁発注者網紀保持研修(2名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	四 国	96名 (1名)	4/21~11/20 発注者網紀保持研修等 計3回(講師:公正取引委員会、四国局総務課長、四国局専門官(契約適正化))、5/28~29 農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、6/24~26 林野庁発注者網紀保持研修(1名、講師:大学教授、林野庁監査官等)、1/28 入札談合防止に関する連絡担当官会議(1名、講師:公正取引委員会)
	九 州	365名 (1名)	4/13~7/28 発注者網紀保持研修等 計8回(講師:大学准教授、公正取引委員会、九州局専門官(契約適正化)等)、5/28~29農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、6/24~26林野庁発注者網紀保持研修(1名、講師:公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等)
漁 業 調 整 事 務 所	北 海 道	1名 (1名)	(5/28~5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)
	仙 台	2名 (1名)	(5/28~5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)、7/24 東北農政局発注者網紀保持研修へ参加 1名(講師:公正取引委員会事務総局東北事務所・農林水産省大臣官房経理課)
	新 潟	1名 (1名)	(5/28~5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)
	境 港	1名 (1名)	(5/28~5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)
	瀬 戸 内 海	1名 (1名)	(5/28~5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)
	九 州	52名 (1名)	(5/28~5/29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)、6/29(白萩丸)、6/30(事務所)、7/3(白鷗丸) 発注者網紀保持対策職場研修の実施 51名(講師:総務課長(白鷗丸は船長))
植 物 防 疫 所	横 浜	49名 (1名)	5/28~29 研修1名(講師:大臣官房経理課) 2/17~3/18 職員48名対象に Web研修を実施
	名 古 屋	39名 (1名)	H27.5.28~5.29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名 H27.9.1~9.8 14名(WE B研修) H27.10.15 18名 発注者網紀保持講習会(講師:公正取引委員会事務総局中部事務所 経済取引指導官) H28.3.14~3.30 6名(WE B研修)
	神 戸	85名 (1名)	5/28~29 研修1名(講師:大臣官房経理課) 7/28~8/31 研修59名(WE B研修)、1/22 研修25名(講師:公正取引委員会)
	門 司	23名 (1名)	5/28~29 研修1名(講師:大臣官房経理課) 2/26 研修22名(講師:公正取引委員会)
	那 覇	21名 (1名)	H27.5.28~5.29 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名 H27.7.28 20名 講師:庶務課長補佐(平成27年度発注者網紀保持研修資料により研修実施)
動 物 検 疫 所		19名 (1名)	11/19事務官研修18名(講師:大臣官房経理課) 5/28~29農林水産本省発注者網紀保持研修1名(講師:大臣官房経理課ほか)
動 物 医 薬 品 検 査 所		60名 (1名)	7/2 研修10名(講師:会計課長)、12/4 研修50名(講師:公正取引委員会)
農 林 水 産 政 策 研 究 所		1名 (1名)	5/28~29 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名
農 林 水 産 研 修 所		17名 (1名)	5/28~29 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名 6/5 研修16名(講師:農林水産研修所研修第2係)
森 林 技 術 総 合 研 修 所		36名 (1名)	5/28~29 農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、6/15 総括官等技術研修の一部4名(講師:林野庁監査室監査官)、6/24~26 発注者網紀保持研修10名(講師:林野庁監査室監査官、名古屋大学教授ほか)、7/28 保安林及び林地開発許可 1研修の一部11名(講師:森林技術総合研修所総務課長)、12/1 保安林及び林地開発許可 2研修の一部10名(講師:森林技術総合研修所総務課長)
農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局 筑 波 事 務 所		22名 (1名)	5/28~29農林水産本省発注者網紀保持研修に参加(1名)、6/2管理監督者(5名)、3/16発注担当職員(16名)を対象とした研修を実施(講師:総務課長)

※ 括弧書きは、農林水産本省発注者網紀保持研修等に対して当該機関の発注者網紀保持担当者の参加した人数。(内数)

発注者綱紀保持に関するWEB研修実施結果

平成27年度のWEB研修において、実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果は以下のとおり。

本省の管理監督者及び発注担当職員に対して実施。（平成27年9月24～10月21日、12月24日～1月29日）

- 解答者 514名（本省管理監督者及び発注担当職員数）
- 設問数 10問
- 正答率 86.2%
（正解者の延べ人数／解答者の延べ人数）

なお、正解が7問以下の者71名には、誤りの原因を確認するようマニュアル（ポケット版）を配布。

○チェックシート結果の分析

管理監督者等の現職における在職年数	受講人数	うち7問以下の者	正答率
2年未満	409名（80%）	53名（13%）	86.5%
2年以上3年未満	41名（8%）	4名（10%）	87.3%
3年以上5年未満	21名（4%）	3名（14%）	83.3%
5年以上	43名（8%）	11名（26%）	84.1%

発注者綱紀保持に関するチェックシート（回答）

平成27年度

設問 番号	事業者	発注担当職員の対応	回答(○・×) (正解率)
1	「発注の見通し」に掲載されている、入札公告予定の「パーソナルコンピュータ一式」は、電子計算機類の「D」資格も参加できるようお願いします。」	「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律に基づき参加機会を増やしております。「D」資格も登録されます。」と回答した。	× (76%)
(説明) この場合の発注担当職員の対応としては、「発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第1号「自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼」に該当する不当な働きかけになりますので、「不当な働きかけを受けたため公表する場合がある」旨を伝え報告書を作成し上司へ報告する必要があります。」と回答すべきものです。			
2	「今度実施される公共工事について、指名競争を実施する場合は、当社は実績もあるので、必ず指名してください。」	「指名競争入札において自らを指名することの依頼は、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第2号に該当する不当な働きかけになりますので、不当な働きかけを受けた旨公表する場合がありますので、ご承知おきください。」と伝え報告書を作成し上司へ報告した。	○ (100%)
(説明) 回答のとおり			
3	「先日から出入りをしている文房具会社〇〇(株)は、数年前に指名停止を受けたことがあるので、発注はしない方が良いですよ。」	「他社に受注させないことの依頼は、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第3号に該当する不当な働きかけになりますので、不当な働きかけを受けた旨公表する場合がありますので、ご承知おきください。」と伝え報告書を作成し上司へ報告した。	○ (100%)
(説明) 回答のとおり			
4	「現在公告されている「〇〇工事」の規模は昨年度行われた工事のどの工事に近い規模でしょうか。」	「昨年10月5日に実施した工事に近いものがあります。ホームページで公表しておりますのでご確認ください。」と回答した。	× (84%)
(説明) 公表されている情報は業者に伝えることは出来ませんが、上記設問では工事の規模を聞き取るにより、予定価格を類推できる質問となっているため、回答をしてはいけません。			
5	「工事の発注予定ですが、工事件名、入札時期、施工場所について教えていただけないでしょうか。」	すでにホームページで公表済みであったので、公表している範囲内で回答した。	○ (96%)
(説明) 広く公表している情報であれば、質問をした業者に対して回答することは差し支えありません。			

6	「今度入札予定の「システム開発一式」は、総合評価落札方式で実施されるようですが、技術点はどのように配点されるのでしょうか。」	「公表前における事項についてはお答えできません。」と回答した。 後日、公表前なので不当な働きかけに該当すると考え上司に相談し、公表する場合があると業者へ電話連絡をして報告書を作成した。	○ (86%)
	(説明) 発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第5号「公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取」に該当する不当な働きかけになりますので、「不当な働きかけを受けたため公表する場合がある」旨を伝え報告書を作成し上司へ報告する必要があります。今回は後日となっておりますが、その場で回答できない場合は上司と相談の上、改めて対応してもかまいません。		
7	OBがいるA業者に対して、OA機器等の入札がある場合は、連絡するようにと、発注事務を担当していない課の職員に言われている。	入札公告が公表された後でA業者へ電話しホームページに掲載された旨を伝えた。	× (84%)
	(説明) 既に公表されている情報でも特定の業者だけに情報を提供するなど便宜を図ることは、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第8号「その他の特定の者への便宜の誘導につながる恐れのある依頼」に該当する不当な働きかけになりますので、依頼した職員及びA業者に対して「不当な働きかけを受けたため公表する場合がある」旨を伝え報告書を作成し、管理監督者へ報告する必要があります。		
8	事業者が納品のため来庁し、検査終了後、退庁する際に廊下で発注担当職員と出会い、挨拶を交わした。発注担当職員が執務室へ戻ろうとしたところ、事業者から発注事務に関する問い合わせがあった。	受付カウンターのある執務室へ案内し、隣の係員に対応補助を依頼し複数者で対応した。	○ (99%)
	(説明) 事業者の対応をする場合は、複数者でオープンな場所に対応することとなっております。面倒でも事例のような対応が必要です。		
9	入札説明書を取りに来た事業者から他の工事について今後の入札予定について質問された。	既に公表されている「発注の見通し」について説明をし、業者に対しては、工事に関する農林水産本省調達情報メールマガジンの登録を勧めた。	○ (96%)
	(説明) 既に公表されている「発注の見通し」については、広く公表されている事項ですので公表されている範囲内で説明してかまいません。しかしながら、毎回特定の業者に公告の掲載をお知らせすることは、優遇することにつながる恐れがあることから、資格審査名簿に登録のある業者に対して調達情報のメールマガジンの登録要請や発出情報を教示することは差し支えありません。		
10	入札参加業者が予定価格は1億円くらいかなあと話した。	独り言のようなものなので、無視をした。	× (52%)
	(説明) たとえ独り言でもこちらに聞こえるように言った場合は、答えなくても顔色を見ている場合などがあります。発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第4号「公表前における予定価格に関する情報徴取」に該当する不当な働きかけになりますので、「不当な働きかけを受けたため公表する場合がある」旨を伝え報告書を作成し上司へ報告する必要があります。		

平成28年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

本年度は、昨年度に引き続き、①「施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」、②「本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」③「地方支分部局等の管理監督者及び発注担当職員向け研修」をそれぞれ実施する。

また、④新たに管理監督者及び発注担当職員となった者に対して「発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）」を配布する。

① 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修

ア 目的

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広な取得を目的とする。

イ 開催時期 平成28年5月26日～27日（於：本省）

ウ 研修項目

- (ア) 発注者綱紀保持対策に関する講義
(講師：大臣官房予算課)
- (イ) 官製談合防止法等に関する講義
(講師：公正取引委員会)
- (ウ) 発注者綱紀保持対策ロールプレイ（実演）に関する講義
(講師：大臣官房予算課)
- (エ) コンプライアンスに関する講義
(講師：外部講師)

② 本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修

(1)(講義形式)

ア 目的

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させることを目的とし、人事異動等により、新たに本省の管理監督者又は発注担当職員となった未受講者全員及び受講後3年以上経過した希望者を対象に受講させる。

イ 開催時期

平成28年12月頃（講義形式）

1回1時間程度（受講者数により回数は調整）

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関する講義

エ 講師

大臣官房予算課

(2)(WEB形式)

ア 目的

発注者綱紀保持の基礎知識を習得及び再認識できるWEB研修と理解度を確認するためのチェックシートにより発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を再確認させることを目的とし、発注事務に携わる全ての管理監督者及び発注担当職員並びに希望者を対象に受講させる。

イ 開催時期

平成28年8月、1月頃（WEB研修）

実施期間3週間（出張等で受講が出来ない場合は随時受講）

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関するWEB研修

「チェックシート」による理解度の確認

③ 地方支分部局等の管理監督者及び発注担当職員向け研修

ア 対象者

地方支分部局等が実施する研修について、地方支分部局等で新たに管理監督者又は発注担当職員となった者（未受講者）全員及び受講後3年以上経過した管理監督者又は発注担当職員が受講するように取り組む。

※要請（上記以外の機関からの要請も含む。）があれば、大臣官房予算課の担当者を講師として派遣する。また、受講徹底のため、既存会計研修等への組み込み、WEB研修に取り組む。

④ 発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）の配布

人事異動等により、新たに本省の管理監督者又は発注担当職員となった者全員に発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）を配布し、発注担当職員としての基礎知識を習得させる。